

# 中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組みについて

中小企業金融円滑化法は、平成25年3月31日をもって期限を迎えますが、当組合は同法の期限到来後も、お客様からの貸出条件変更等のご相談・お申込みに対しましては、従来どおり、金融円滑化管理方針に基づき、柔軟に対応するように努めてまいります。当組合の金融円滑化対応の方針に、変わりはありません。

これからも、東信用組合は中小企業のお客様、住宅ローンご利用のお客様の金融円滑化には、積極的に取り組んでまいります。

- 中小企業のお客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対しましては、お客様のご事情を十分に勘案し、迅速かつ真摯に対応させていただきます。
- 貸付の条件変更等の申込みに際しては、関係する他の金融機関や信用保証協会等との連携を図りながら円滑な資金供給に努めるとともに、お客様の経営改善に向けたお取組みを積極的にご支援いたします。
- 中小企業のお客様の抱える問題や経営課題に対しましては、お客様の立場に立ち最適な解決策のご提案ができるよう、コンサルティング機能の発揮に努めます。
- 住宅ローンご利用のお客様が、勤務先や事業等のご事情による収入源等の理由からご返済にお困りの場合、貸付条件の変更等のご相談・お申込には対応させていただきます。